を加え、「第八号」を「第十号」に改め、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第五項第一号に規定する未成年者口座が開設されていた同号に規定する金融商品取引業者等の営業所（同号に規定する営業所をいう。）ごとに、同条第八項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額、その徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

第五十三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　租税特別措置法第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る同項に規定する非課税口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。）ごとに、その未成年者口座内上場株式等の配当等の額、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

第六十六条の二中「第二百九十一条第九項第一号（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）」を「第二百八十一条第九項第一号（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（発生し得る危険の範囲）

第六十六条の三　令第二百九十二条の三第二項第一号ハ（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める理由により発生し得る危険は、次に掲げるものとする。

一　取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険

二　保有する有価証券等（有価証券その他の資産及び取引をいう。）の価格の変動により発生し得る危険

三　事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険

四　前三号に掲げるものに類する危険

（同業個人比準法を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算）

第六十六条の四　令第二百九十二条の三第二項第二号イ（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第二百九十二条の三第二項第二号に規定する非居住者に係る比較対象者（同号イに規定する比較対象者をいう。以下この号において同じ。）のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ　イの比較対象者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る資産の額）

二　令第二百九十二条の三第二項第二号に規定する非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う個人の貸借対照表（同号の非居住者のその年の前年以前三年内の各年に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

（危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載事項）

第六十六条の五　令第二百九十二条の三第五項（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第二百九十二条の三第四項の規定の適用を受けようとする非居住者の氏名及び居所（個人番号を有する者にあつては、非居住者の氏名、居所及び個人番号）

二　恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

三　令第二百九十二条の三第四項の規定の適用を受けようとする最初の年

四　令第二百九十二条の三第四項に規定する一定の日

五　令第二百九十二条の三第四項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由

六　その他参考となるべき事項

（資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額を計算することができない場合）

第六十六条の六　令第二百九十二条の三第六項第二号（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第二百九十二条の三第二項第一号に規定する非居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額

ロ　イの非居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額

二　令第二百九十二条の三第二項第一号に規定する非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う個人の貸借対照表（同号の非居住者のその年の前年以前三年内の各年に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

（配賦経費に関する書類）

第六十六条の七　法第百六十五条の五第一項（配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百六十五条の五第一項に規定する配賦経費の配分の基礎となる費用が同項の非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するものであることについての説明、その明細並びにその内容を記載した書類

二　令第二百九十二条第三項（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三　前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

（共通費用の額の配分に関する書類）

第六十六条の八　令第二百九十二条の七第三項（国外所得金額）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第二百九十二条の七第二項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類

二　令第二百九十二条の七第二項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三　前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

第六十七条を次のように改める。

（申告、納付及び還付）

第六十七条　法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する法第二編第五章（申告、納付及び還付）の規定及び令第二百九十三条（申告、納付及び還付）において準用する令第二編第五章（申告、納付及び還付）の規定の適用に係る事項については、前編第三章（申告、納付及び還付）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。